



札幌医科大学学術機関リポジトリ *ikor*

SAPPORO MEDICAL UNIVERSITY INFORMATION AND KNOWLEDGE REPOSITORY

Title	看護学生の臨地実習における同意書のあり方に関する検討経過 - 本学看護学科と附属病院看護部との検討会からの報告 -
Author(s)	澤田, いずみ; 木原, キヨ子; 今野, 雅子; 印部, 厚子; 和泉, 比佐子; 井瀧, 千恵子; 加藤, 由美子; 上林, 康子; 稲葉, 佳江
Citation	札幌医科大学保健医療学部紀要,第7号: 115-121
Issue Date	2004 年
DOI	10.15114/bshs.7.115
Doc URL	http://ir.cc.sapmed.ac.jp/dspace/handle/123456789/4895
Type	Journal Article
Additional Information	
File Information	n134491927115.pdf

- ・コンテンツの著作権は、執筆者、出版社等が有します。
- ・利用については、著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲内で行ってください。
- ・著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲を越える利用を行う場合には、著作権者の許諾を得てください。

看護学生の臨地実習における同意書のあり方に関する検討経過

—本学看護学科と附属病院看護部との検討会からの報告—

澤田いずみ¹、木原キヨ子¹、今野 雅子²、印部 厚子²、和泉比佐子¹、井瀧千恵子¹、
加藤由美子²、上林 康子¹、香西 慰枝²、田中 鈴子²、萩原 直美²、林 裕子¹、福良 薫¹、
堀口 雅美¹、松谷 涼子²、吉田 安子¹、高村美智子²、稲葉 佳江¹

本報告は、平成15年度、札幌医科大学保健医療学部看護学科と札幌医科大学医学部附属病院看護部が、看護学生の臨地実習における同意書のあり方に関して検討を行った経過を報告するものである。検討の経過において、同意書の導入には、責任体制や事故時の対応といった実習の指導体制の確立、看護技術項目と水準の明確化が必要であることが確認された。同意書のあり方に関しての検討は、書面を用いるか否かだけの検討ではなく、安全な実習を保障することの大切さを確認する機会となった。実習施設や対象者の特性に応じた同意のあり方に関して検討することは不可欠と思われ、実習施設と教育機関が共に検討しそのプロセスを共有することが重要である。1年に亘り検討を行った結果、同意に関するガイドラインとして「臨地実習における同意に関する取り扱い」を作成するに至り、平成16年度の実習において同意書を導入することとなった。今後、同意書を実際に導入した際の課題について検討を進めていく予定である。

<キーワード> 同意書、看護基礎教育、臨地実習

The Process of Discussion about the Informed Consent Form of Clinical Practice in Undergraduate Nursing Education

—The Report from the Committee of the Department of Nursing, Sapporo Medical University and Division of Nursing, University Hospital—

Izumi SAWADA¹, Kiyoko KIHARA¹, Masako KONNO², Atuko INBE², Hisako IZUMI¹, Chieko ITAKI¹, Yumiko KATOU²
Yasuko KAMIBAYASHI¹, Yasue KOUSAI², Suzuko TANAKA², Naomi HAGIWARA², Yuko HAYASHI¹, Kaoru FUKURA¹
Masami HORIGUCHI¹, Ryoko MATSUYA², Yasuko YOSHIDA¹, Michiko TAKAMURA², Yosie INABA¹

This report presented the process of discussion about the informed consent form of clinical practice in undergraduate nursing education. The discussion was held in the Committee of the Department of Nursing, Sapporo Medical University and Division of Nursing, University Hospital from April in 2003 to March in 2004. Though the process of discussion, it was confirmed that establishment of guidance and support for nursing students and delimitation of standard of nursing techniques were necessary in clinical practice. In other words, it was important not only to discuss how informed consent should be done but to discuss how the safety of clinical practice should be ensured. Therefore it is essential that educational facilities and clinical institutions discuss about informed consent suited for characteristic of institutions and subjects. As a result of the discussion, the guide for informed consent was redacted to introduce the informed consent form of clinical practice in September, 2004. In future, the actual problems on introduction of the informed consent form should be explored and reviewed.

Key words: Informed Consent Document, Undergraduate Nursing Education, Clinical Practice,

Bull.Sch.Hlth.Sci. Sapporo Med.Univ. 7 : 109 (2004)

I. はじめに

技術教育のあり方に関する検討会報告書¹⁾ (以下、厚労省の「報告書」) のなかで、看護学生の臨地実習に係る保健師助産師看護師法 (以下、保助看法) の適用における“臨

平成15年3月厚生労働省より、「看護基礎教育における

札幌医科大学保健医療学部看護学科、札幌医科大学医学部附属病院看護部

澤田いずみ、木原キヨ子、今野雅子、印部厚子、和泉比佐子、井瀧千恵子、加藤由美子、上林康子、香西慰枝、田中鈴子、萩原直美、林裕子、福良薫、堀口雅美、松谷涼子、吉田安子、高村美智子、稲葉佳江

著者連絡先：澤田いずみ 〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学保健医療学部看護学科

地実習における患者の同意を得る方法” に関して見解が示された。これを受けて、多くの看護教育機関ならびに受け入れ機関において、看護学生の臨地実習における同意書への関心が高まっている²⁻⁴⁾。しかし、同意書を実際に運用するためには、教育機関と受け入れ機関の双方で、同意書を用いることの意義、患者の権利、学生の教育内容など様々な側面から検討し、教育機関の教育目標や、受け入れ機関の特性に見合った方法を探る過程が必要不可欠である。

平成15年度において、札幌医科大学保健医療学部看護学科では、主な実習受け入れ機関である札幌医科大学医学部附属病院看護部と1年に亘り、看護学生の臨地実習における同意書のあり方に関する検討を行った。その結果、平成16年度の実習から同意書を導入することとなった。今回、この検討過程を報告し、看護学生の臨地実習における同意に関する取り扱いに関して、当学科と看護部の見解を提示したい。

II. 同意書のあり方に関する検討を行った組織体制

検討を行った組織は、「本学医学部附属病院看護部と保健医療学部看護学科との臨床実習等の検討会（以下、臨床実習検討会）」である。臨床実習検討会は、本学の看護学生の主な臨床実習受け入れ機関である医学部附属病院看護部と継続的に実習に関する課題について検討する会であり、平成12年から年に5、6回の検討が行われている。年度ごとに検討課題を設定し、これまでも実習評価や看護技

表1 同意書に関する検討経過と今後の予定

日程	検討が持たれる場	検討事項
平成15年 5月20日	第1回 臨床実習等の検討会	・検討課題（同意書）の確認
7月28日	第2回 臨床実習等の検討会	課題1：同意書を使用することの意義 課題3：同意書を実際に使用するにあたっての課題に関する検討
8月29日	第3回 臨床実習等の検討会	課題2：同意を得る内容と方法の整理 ・現在の同意を得ている状況の確認 ・現行における課題（内容）の確認
10月～2月	看護部 (時臨床指導者委員会・ 師長)	各機関における検討 ①検討会検討内容の確認 ・同意書を使用することの意義について ・同意を得る内容について ②同意を得る方法についての検討 ・現行の同意を得る方法の課題 ・今後の、同意の得る方法について
平成16年 2月10日	第4回 臨床実習等の検討会	看護部・看護学科の検討結果報告と課題検討 ・現行の同意を得る方法の課題の確認 ・今後の同意を得る方法に関する検討
2月～3月	看護部 (必要時臨床指導者委員会・ 師長会)	各機関（看護部・看護学科）への 検討結果の提供と調整意見の収集
3月19日	第5回 臨床実習等の検討会	最終見解のまとめ ①同意書を使用することの意義 ②同意を得る内容と方法 (同意書のあり方に関する提案を含む) ③同意書を実際に使用する場合の課題 ④保留課題の確認

術への指導のあり方などについて検討を行っている。

臨床実習検討会の構成メンバーは、看護学科では、各領域（成人看護学、小児看護学など看護学の各領域）からできるだけ1名以上が参加するよう構成されている。看護部では、看護部副部長を始め、外科、内科、産科、小児科、精神科等での実務経験をもった看護師長と副看護師長で構成されており、実習に関して看護学の領域を網羅した検討が行えるメンバーである。

平成15年度の臨床実習検討会の開催状況と検討内容について、表1に示した。同意書のあり方に関して5回の臨床実習検討会が行われ、看護部、看護学科に検討内容を報告し、各々から意見を聴取し集約していく過程を踏み、できるだけ多くの指導者と教員の意見を反映できるようにした。

III. 同意書に関する検討の目的と範囲

1. 検討の目的

同意書に関して検討を行うに際して、検討の目的と検討課題について以下のように定めた。検討の目的は、看護学生の臨地実習における同意書の必要性を検討し、看護学科と看護部に会としての見解を提示することとし、以下の3点を検討課題とした。

課題1：受け持ち対象者に同意書を使用することの意義

課題2：同意を得る内容と方法の整理

課題3：同意書を実際に使用する場合の課題

同意書の導入の検討に際しては、臨床実習検討会の範囲を超える内容を含むため、検討範囲を明確にし、これを超える内容については保留課題とし、臨床実習検討会の役割はあくまでも見解提示にあると位置づけた。

2. 検討範囲

臨床実習検討会で検討する範囲については次のように定めた。本会で検討する同意を得る対象は実習で受け持ちを依頼する患者（対象者）とした。それ以外の同室患者、及び同病棟の患者への同意、事故発生時の対応等に関する施設間での同意、地域実習における地域住民に対する同意等については、今回の検討内容から除外し、保留課題とした。

IV. 同意書に関する検討経過と結果

上記の3点の課題について以下のように検討がなされた。

1. 受け持ち対象者に同意書を用いることの意義について

検討の過程で、同意書を用いることの意義については以下の意見が出された。

1) 対象者に説明する際に書類があったほうが分かりや

すく説明できる。

- 2) 誰が、いつ、何を、どのように説明したのかが明確なものとして記録に残る。
- 3) どのようなことが行われるのか、断ることや中断しても差し支えないことなどについて、対象者に文面をもって明確に説明されることで、対象者が主張しやすくなるなど権利を保障することになる。
- 4) 学生に対する教育的メリットとして、学習としての実習が保障されることになり学生に安心感を与える。さらに、対象者に協力を求めたい内容が伝わることで、学生が実習をイメージしやすくなり、学生の積極性を引き出したり、学生が対象者に対する責任について確認したりする機会になる。
- 5) 教員や実習指導者にとって、学生への教育・指導の責任を確認する機会となる。
- 6) 実習施設・実習指導者並びに対象者が、学生が実習することの意義を理解する機会となる。

以上のように、同意書は、①大学ならびに教員、実習施設ならびに実習指導者、そして学生が、対象者に対する責任と実習の意義を確認するために意義があること、②これらの責任と対象者の持つ権利について対象者にわかりやすく説明するために意義があることが確認された。厚労省の「報告書」では、保助看法の学生への適用の考え方として、臨地実習における患者の同意、目的の

正当性、手段の相当性をもって行われることの3点を挙げて¹⁾いる。また、実習目的や手段の正当性を明確にし、対象者にわかりやすく説明したうえで、同意を得るために書面を用いることも一つの方法であるとしている。検討結果からも、実習の指導体制を確立し、対象者の安全、権利を保障するために同意書は意義があることが確認された。

表2 臨地実習において受け持ちとなることに同意を得る内容

1. 実習開始にあたり受け持ちとなることの諾否の確認
2. 受け持ちになることへの同意を得るにあたっての説明事項
 - ①学生の学校名、学年、学習の習熟度、実習目的、実習期間
 - ②学生に受け持たれていることに対する質問・不快感等をいつでも表現できることの保障
 - ③学生に受け持たれることを断る権利の保障
 - ④学生が実習で行う看護の内容および実施するときの条件
 - i) 実習で行う看護の内容
 - ii) 実施するときの条件—看護師の指導のもとに実施すること
 - ⑤男子学生（特に産科で）が受け持つ場合
 - ⑥個人情報対象者の援助を行う者間では共有されるが、それ以外の者に対しては情報は漏れないことの保障。
 - ⑦学生が無資格者であることについて
 - ⑧対象者に受け持ちとなってもらうことの意味について
3. 実習中に、適宜同意を得ている事項

看護師は全ての看護行為について説明・確認・同意を得てから行っており、学生と一緒に行う場合も同様にそれぞれの看護行為を行う際に同意を得ている。

臨地実習説明書の例

〇〇看護学校〇年生の〇〇実習にあたり、平成〇年〇月〇日より平成〇年〇月〇日までの間、受け持ちとして日常生活の援助及び診療の補助等の看護援助をさせていただきます。なお、学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で臨むこととしております。看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

- 1: 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、患者・家族の同意を得て行う。
- 2: 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に教員や看護師の助言・指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を修得させてから臨ませる。
- 3: 患者・家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や看護師に直接たずねることができる。
- 4: 患者・家族は、学生の受け持ちに同意した後も、学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できること。拒否したことを理由に看護及び診療上の不利益な扱いを受けない。
- 5: 学生は、臨地実習を通して知り得た患者・家族に関する情報については、これを他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に留意する。

日付：平成 年 月 日
 説明者：実習施設 氏名
 学校養成所 氏名

臨地実習同意書の例

私（患者）は、〇〇看護学校〇年生（学生氏名）が、〇〇病院〇〇病棟における臨地実習において私（患者）の受け持ちとなり、看護援助を行うことについて別紙のとおり説明を受け、納得したので同意します。

日付：平成 年 月 日

患者氏名：_____

代理同意人氏名：_____

図1. 厚労省「報告書」による「臨地実習説明書の例」と「臨地実習同意書の例」¹⁾

2. 同意を得る内容について

同意を得る内容の検討にあたっては、まず、現行の口頭で同意を得ている内容の確認を行い、さらに課題について検討を行った。結果として挙げられた受け持ち対象者に同意を取るべき内容を表2に示した。

実習の諾否を得るには、実習の意義、実習の内容、指導体制、個人情報扱われ方、質問することと断る権利の保障の説明が必要であることが確認された。これらの内容は、厚労省の「報告書」にある「臨地実習説明書の例」と「臨地実習同意書の例」(図1)の内容をほとんど網羅していることが確認された。ただし、具体的な説明内容については実習の目的や実習の場によって異なるものであり、看護学の各領域、実習施設、対象者の特性(小児や痴呆のある高齢者など)により、説明内容は考慮されるべきである。いずれにせよ、同意書を用いるにしても口頭で行うにしても、上記の内容を対象者にわかりやすく説明した後同意の諾否を得ることが必要であることが確認された。

3. 同意を得る方法について

1) 同意書を用いるか否かについて

同意書を用いるか否かについては、①社会情勢から見て同意書を用いて得るのが妥当であるとする見解と、②書面による同意が望ましいが現行では難しく(対象者の特性、家族の状況、同意書に慣れていない文化により)、口頭での同意または「必要時、書面による同意を実施する」としてはどうかの見解の2つが出され、これらについて検討がなされた。

同意書を用いることは臨床場面では定着してきていること、実習の受け持ちを断れることを知らずに我慢していた患者の事例、精神科領域での同意書の実施の例などが挙げられ、以下の結論に至った。

対象者に同意を得る際には同意書を使用したほうがより分かりやすく説明を行えると考えられること、また、国民の権利意識及び医療に対する安全への関心が高まってきている時代であることから同意書は必要と考えた。同意書を得られない場合には実習の依頼はしないことを基本とした。しかし、現状においては、対象者の特性により、同意書を用いて同意を得ることが困難な場合もありうると考えた。その際には、同意書を用いない根拠と、同意書の代わりに同意を得た方法を記録として残すことが必要であると考えた。

2) 同意書の内容について

討論の結果、同意書の内容は基本的に厚労省の「報告書」で示された「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」に若干の訂正を加えて用いることで合意された。

(1)「臨地実習説明書」と「臨地実習同意書」の構成要素

- ・「臨地実習説明書」の基本項目は、①学生が行う看護援助についてそのつど同意を得ること、②学生が

行う看護援助を行う場合の安全確保について(指導責任)、③対象者・家族の質問する権利の保障、④対象者・家族の実習を断る権利の保障、⑤対象者・家族のプライバシーの保護に関することとした。説明主体は実習施設と大学の連名とし、各施設説明者の署名の欄を設けた。

- ・「臨地実習同意書」には、学校名、学年、学生氏名、施設名が明記され、対象者の実習に同意する意向を示す文書と対象者または代理同意人、連署人の署名、日付で構成されるものとする。厚労省の「報告書」で示された同意書には「連署人」の記載はないが、対象者が未成年者の場合には保護者の同意も必要と考え、連署人の署名欄を設けた。

(2) 同意書の用紙と保管場所

同意書は3枚綴りとして、同意人、実習施設管理者、大学実習責任者が各々保管することとした。

3) 同意を得る具体的な方法について

同意書を用いて同意を得る場合の具体的な方法について、いつ、誰が、だれに、どのように、何を行うかに関して検討し、結果を表3にまとめた。「誰が」説明を行うかについては、本来ならば実習指導者と教員の両者で対象者のところへ赴き説明をするべきである。しかし、両者が同時に説明しなくとも説明責任を果たせることと、同時に実施することの実現困難性も考え、aからdの4通りの方法を案とした。いずれにせよ、実習指導者と教員が対象者を訪れ、実習につい

表3 同意を得る方法に関する当検討会の指針

方法項目	内 容
いつ	施設で対象者を選定した時点で。(できる限り実習開始前)
だれが	a. 入院中の管理責任者である師長が行う。 b. 対象者と接する機会が多く、信頼関係の築かれている看護者が行う。 c. 施設によって異なると考え、もっとも対象者または対象者の家族の関係の取れている人が望ましく、施設の判断にゆだねる。 d. 師長または看護スタッフと教員が共に説明を行う。
だれに	基本的には対象者本人に同意を得るものとする。ただし、以下の場合は、連署人もしくは代理同意人に同意を得ることとする。 a. 対象者が未成年者である場合には、連署人として必ず保護者の同意を得ることとする。 b. 発達段階(新生児など)および認識力等の問題から対象者本人に同意を得ることが難しい場合には、代理同意人として家族もしくはそれに当たる者から同意を得ることとする。 c. 精神科領域では、病状や入院形態を考慮し、同意を得る対象と連署人の必要性について、主治医・看護者と協議し決定する。
どのように	a. 文書及び口頭で同意を得ることとし本人・家族とも同意書に署名を得られない場合は原則として実習を依頼しない。 b. 文書を用いず同意を得た場合は、文書を用いなかっただ根拠と同意を得た手続きについて記録として残すこと。
なにを	同意を得る内容(表2)について、文書(「臨地実習説明書(案)」と「臨地実習同意書(案)」参照)を用いて説明をする。

での説明を行い、対象者からの同意をその後得ることとは言うまでもない。

「誰に」については、本人であることが基本であるが、前述通りに対象者が未成年者である場合には連署人として保護者の署名を必要と考えた。また、新生児や認識力等の問題から本人からの同意が困難な場合には、代理同意人の署名が必要と考えた。精神保健福祉法適用の病院においては、法律が定める入院形態を考慮する必要があると考え、同意を得る方法については主治医、病棟スタッフの判断を必要とすると考えた。

以上、同意を得る方法について述べたが、これらはいくまでも基本的な考え方であり、具体的方法については、実習の特性に応じて、各領域・受け入れ施設間での議論が必要である。また、同意書を用いる際の具体的なガイドラインが領域、施設ごとに必要と考えられた。

4. 同意書を用いる際の今後の課題について

同意書を用いて同意を得る場合、今後さらに詳細な検討を要する課題ならびに保留となった課題として以下の点が挙げられた。

- 1) 学生に習得させる看護技術の範囲ならびに指導体制
「臨地実習説明書(案)」の「実践可能なレベルにまで技術を習得させて」という文章については、このような実習体制をどのようにつくるかについての検討が重要である。また、体験させる看護技術の範囲について大学側が明確な方針を示すことが課題である。
- 2) 実習施設と大学の実習に対する責任のあり方
「臨地実習説明書(案)」の署名者は病院、大学が連名となっており、同意書の内容については両方が責任をもっているという意味づけとなる。同意書の説明における教員の参加の仕方、事故時の対応も含めた施設側・大学側が持つべき責任のあり方については検討課題である。
また、施設間で取り交わす契約において、施設責任者、大学責任者にそれぞれの職位者が記されることになるのかに関しても、今後の検討を要する。
- 3) 集団を対象とする場合の同意のあり方
地域住民のような不特定多数の対象者に同意を得ることは困難であり、地域看護など地域住民や集団を対象とした場合、考え方の整理が必要である。
- 4) 受け持ち以外の対象者への同意に関わる実習施設のオリエンテーション
受け持ち以外の対象者への同意については、実習施設が入院案内などに教育機関である性質を併せ持っていることを明文化したり、入院時オリエンテーションで説明するなどの必要性について検討を要する。
- 5) 侵襲性の高い看護行為の同意に関する検討
受け持ち以外の対象者に対して、侵襲性の高い看護

行為を実施する場合の同意書について検討が必要である。

V. 具体的ガイドラインの作成

以上のような検討経過と結果を最終報告としてまとめ、看護部並びに看護学科に提示した。この最終報告を受けて、看護部長と看護学科長が協議し、検討会で保留となった検討課題の解決と実施に向けて、「臨地実習における同意に関する取り扱い」(以下「取り扱い書」)を作成するに至った。

上記の「取り扱い書」は、①保健医療学部と看護部の「臨地実習における同意」に関する合意書、②臨地実習での同意に関する取り扱い方法、③臨地実習における看護技術項目と水準、④保健医療学部と実習施設における臨地実習に関わる責任体制ガイドラインで構成されている。①の合意書は看護部長と保健医療学部長が取り交わす書面であり、臨地実習における同意のあり方について、施設責任者が責任を持っていることを意味している。②は、合意書によって交わされた同意の手続き方法と内容を教員と実習指導者が実際に運用していくために作成した(資料1)。③は、検討課題でも挙げられていた看護技術の水準について記されたもので、厚労省の「報告書」による、「臨地実習において看護学生が行う基本的な看護技術水準」を参照に提示しているが、現在領域ごとに検討しており、実習開始までに作成予定である。④は、指導・監督責任体制(資料2)、実習中の事故に関する考え方、事故発生時の対応について記されている。実際に使用する臨地実習説明書と同意書を資料3に示した。附属病院での実習においては、複写式の用紙が作成され使用される予定である。また、検討課題であった受け持ち以外の対象者への同意や利用者への周知についても、院内及び実習病棟内に教育機関としての協力依頼について掲示する方向で、準備が進められている。

この取扱書に基づき、平成16年度10月の実習より、臨地実習において同意書を導入する予定である。

VI. おわりに

今回、検討過程を終えて強調したいのは、同意書のあり方に関する検討は書面を用いるか否かだけの検討ではなかったという点である。検討を行う過程において、安全な実習を保障することの大切さを再確認し、同意を得る方法に関する課題とともに、指導の責任体制や事故時の対応といった実習の指導体制についても振り返る機会となった。実習施設や対象者の特性に応じた同意のあり方に関して検討することは不可欠と思われ、実習施設と教育機関が共に検討しそのプロセスを共有することが重要である。

今後は実施を通して、実施に関する評価を行うとともに、

新たな課題についても検討を進めていきたいと考えている。

文 献

- 1) 厚生労働省医政局看護課：看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書、2003
- 2) 正木治恵：「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会」報告書をめぐって、看護展望28：50-55, 2003
- 3) 茂野香おる：「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」を読んで、看護教育44：644-647, 2003
- 4) 木村光江：臨地実習において学生が行う看護技術の法的根拠、看護教育3：195-200, 2004

資料1

札幌医科大学保健医療学部

臨地実習での同意に関する取り扱い方法

学生の臨地実習において、その対象者の人権保護と実習関係者の責任遂行のために対象者への説明と同意に関して以下のような方法で行う。

1 目的

- 1) 学生の受け持ち対象者の権利を保障するために、対象者から同意を得るまでの過程を明確にする。その過程とは、対象者の決定に際し、大学及び/あるいは実習施設の実習担当者が学生の実習目的と内容を十分に説明し理解を得た上で、その同意を前面によって得ることをいう。
- 2) 対象者と学生に対し、実習の意義、及び看護実践の範囲と指導・監督の責任を明確に示す。
- 3) 大学学部と担当教員、実習施設ならびに実習指導者の各々の責任範囲を明確にする。

2 同意の対象となる範囲と種類

- 1) 学生の受け持ち対象者には、受け持ちに際し同意書を得ることを原則とし、日々看護行為においては随時口頭で説明し同意を得て行う。
- 2) 受け持ち対象者以外の看護行為は、随時口頭で説明と同意を得る。ただし、これらの説明と同意、看護の内容、指導状況の要点は所定の記録に留めておく。

実習用記録用紙例

札幌医科大学保健医療学部看護学科 学年 学生名 ○○○○○

月日	患者名	看護実践の内容	指導監督状況	指導者サイン

3 同意の手続き方法

- 受け持ち対象者の同意は文書によって得る。同意書が得られない場合は、実習への協力依頼を行わないことを原則とするが、実習の特性によっては以下の折衝に基づき大学の担当教員と実習施設関係者と協議し柔軟に対応する。
- 1) 受け持ち対象者を選定した時点で同意を得る。対象者の選定は、原則として実習開始前に決定するよう努力する。
 - 2) 説明と同意は、大学及び実習施設双方の事情、実習の特性などを考慮して以下のいずれかの方法で行う。
 - ①入院病棟の管理責任者である看護部長が行う。
 - ②実習施設側の判断のもとに、他の看護関係者（看護有資格者）等が行う。
 - ③実習施設側の看護関係者等と大学の担当教員が一線に行う。
 - 3) 同意を得る対象は、原則として受け持ち対象者本人である。ただし、以下の場合は連署人もしくは代理同意人に同意を得る。
 - ①対象者が未成年者である場合は、対象者本人の他、連署人として必ず保護者の同意を得る。
 - ②発達段階（新生児等）及び/あるいは有識力等の問題から対象者本人の同意が困難な場合は、代理同意人として家族またはそれに相当する者から同意を得る。
 - ③精神科領域では、病状や入院形態を考慮し、同意を得る対象と連署人の必要性について、主治医・看護者と協議し決定する。

- 4) 口頭で同意を得た場合は、「臨地実習同意書」(備考欄) に文書を用いなかった理由と同意を得た手続きについて記録し保管する。
- 5) 受け持ち対象者への説明と同意は、「臨地実習説明書」(様式1)・「臨地実習同意書」(様式2)・「看護技術項目と水準」(別紙1)を用い、以下①～⑨の内容を保証する。なお、同意書を用いない場合においても、必要に応じて以下の説明を行ってから同意を得る。
 - ①学生の氏名、学校名、学年、学習の習熟度、実習目的、実習期間
 - ②対象者を受け持つことに関する学習上の意義
 - ③学生に受け持ちに対して、対象者・家族はいつでも質問や意見、不快感等を表現できる
 - ④学生の受け持ちについて、いつでも断る権利
 - ⑤学生からの質問などで、固執しないことは懸念する権利
 - ⑥対象者・家族の個人情報対象者のケアを行う者の間で共有されることの承諾と、それ以外に情報は漏洩されないこと
 - ⑦学生が実習で行う看護行為及び実施時の条件(別紙「臨地実習における看護技術項目と水準」)
 - ⑧学生の看護行為は、その態度説明と同意を得る
 - ⑨学生は無資格者であるため、安全確保の指導・監督体制
 なお、男子看護学生の場合は、これらの説明の上で看護行為及び実施時の条件などについての対象者の心算を確認し、十分配慮する。

4 同意書の作成と保管

- 同意書は、「臨地実習説明書」・「臨地実習同意書」(両面式)をもって一式とする。
- 1) 「臨地実習説明書」への署名は、大学の担当教員と実習施設の説明当事者の署名によって成立する。日付は、説明日を記載する。
 - 2) 「臨地実習同意書」は、実習期間内に提出されることを原則とする。日付は、同意を得た月日を記載する。備考欄は、受け持ちに当たって記録するべきと実習関係者が判断した事情、途中で断られた場合、継続困難と実習関係者が判断した場合は、その日付と理由を記載する。
 - 3) 同意書の保管は、原本とその複写2部とする。原本は実習施設側が、複写は大学及び同意人が保管する。保管方法は、大学側は各科目責任者が保管する。実習施設は施設側の対応方法をもって行う(例：他の同意書と同様にカルテに保管)。

5 本学看護実習における責任体制

大学と実習施設における本学看護実習の責任体制は、「別紙2 保健医療学部と実習施設における看護実習責任体制ガイドライン」を基本に考える。

(平成16年7月作成)

資料1. 臨地実習での同意に関する取り扱い方法

資料2

札幌医科大学保健医療学部

保健医療学部と実習施設における臨地実習に関わる責任体制のガイドライン

本ガイドラインは、札幌医科大学保健医療学部看護学科担当教員と各実習施設の指導者が学生指導するにあたり、各々の指導・監督体制のガイドラインを示す。また、大学及び担当教員、実習施設及び実習指導者の責任のあり方、看護事故時の対応方法についてのガイドラインを示す。

- 1 指導・監督責任体制
大学担当教員と実習指導者の指導・監督は以下のような体制で行うことを基本とする。

実 実習時の指導・監督体制

実習指導者（実習施設側）	担当教員（大学側）
<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設に関するオリエンテーション ・対象者の選定 ・説明と同意に関する対象者への責任 ・具体的な看護援助に関する指導・監督 ・対象者への実施と安全性に関する責任 ・看護課程の折否 ・健康課題/看護問題と援助計画の妥当性に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習全般の教育計画とオリエンテーション ・対象者選定にあつた学習進度に係る責任 ・説明と同意に関する対象者への責任 ・看護課程の指導 ・学生の学習過程と内容の習熟度に関する責任 ・具体的な看護援助に関する折否・協賛 ・安全に実施するための指導責任 ・説明と同意を含む実施前後の安全性に関する責任 ・実習全般に関わる責任 ・学生と指導者間の調整など ・実習期間中の生活指導 ・実習評価（最終責任）

- 1) 非常勤実習教員は、実習期間での学生指導業務にのみ責任があり、学生の生活指導、教育全般、実習評価に関する最終的責任は大学教員にある。
- 2) 学生が行う看護援助の指導監督は、本学「看護技術項目と水準」を指針として判断する。ただし、対象者及び学生の特性によって、個別に実施する際の看護技術の水準は異なるため、一律に水準のみで判断することは困難である。そのため、学生を対象者への援助の実施及び実施時の折否・監督体制は、学生の学習進度・習熟度、対象者の状況（発達段階、健康状態の重篤性や特殊性、意思、精神状態等）から安全面を総合的に判断し、決定する。
- 3) 医療機関において、学生が受け持つ対象者・家族に対する主たる責任は、実習指導者、病棟看護長、看護部長、病院長にある（最終的には医療契約に基づく）。それ以外の施設では、当該施設における保健医療活動の責任者にある。
- 4) 実習中の学生の行動に対する監督責任は、大学の担当教員、当該科目担当責任者、看護学科長、保健医療学部長、学長にある。

なお、ここでいう対象者とは、実習目的を持って看護学生が直接的に看護援助を行う入院患者、保健医療福祉施設入所者、在宅患者、学生の保健活動の対象となった小集団などをさす

2 学生の実習中の看護事故に関する基本的考え方

ここでいう看護事故（過誤を含む）とは、看護学生が行った援助行為により、対象者に何らかの身体的危害を加えた状況をいう。

以下に、看護実習における指導・監督責任の概観となる基本的な考えを示す。

- 無資格である看護学生の看護行為については、①～③の条件を満たすことが求められる。
- ①臨地実習は看護師をめぐり学生が必要な技術を修得する上で必須の学習である。看護行為はその目的に達して正当であること
 - ②実習での看護技術が客観上の評価または評価の補助として一般の看護業務に準じて相当な行為であり、教員機関及び実習施設の指導監督のもとで行われること
 - ③患者・家族の同意のもとに実施されること
- 看護学生による事故は、これらの条件整備の是非、あるいは事故の形態や過失の程度によってその責任の所在が問われることになる。

<参考>

- 1 看護学生の責任
 - ・看護学生は対象者に対し、安全に看護行為を実施する注意義務を有する。ただし、その注意義務は学生の学習レベルにおいて行いうる範囲と程度に限られる。
 - ・学生であっても、事故発生時の過失が重大なときは法的責任の対象となりうる。
- 2 実習施設の責任
 - ・学生が事故を起こした場合の対象者に対する第一義的責任は実習先である病院等の施設である。ただし、実習指導者が十分な折否を行ったにもかかわらず学生に重大な過失があったり、教員の教育折否が徹底していなかった場合は、実習施設から学校側に対し、求償権を行使される可能性がある。
- 3 教員の責任
 - ・教員は、学生が看護事故の当事者である場合は指導監督義務の懈怠として責任を問われることがある。その内容は、事故があった場合の指導上の責任や、受け持ち対象者の選定及び実習内容の判断ミス等である。

参考：厚生労働省「看護基礎教育における技術教育の在り方に関する検討会報告書」
杉山壽子：「看護事故」防止の手引き、日本看護協会出版会
石井トク：看護と事故防止、医学館

資料2. 保健医療学部と実習施設における臨地実習に関わる責任体制のガイドライン

資料3

様式1

臨地実習説明書

札幌医科大学保健医療学部看護学科 年生の 実習にあたり、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、 様の受け持ちとして日常生活の援助及び診療時の看護援助をさせていただきます。ご了承ください。なお、学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で取り組むこととしております。看護教育の必要性をご理解頂き、ご協力をお願い申し上げます。

1. 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、同意を得て行います。
2. 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に教員や実習指導者の助言・指導を受けてから臨みます。
3. 学生の実習に関する意見や質問がありましたら、いつでも教員や実習指導者、あるいは看護責任者に直接たずねることができます。
4. 学生の受け持ちに同意した後も、学生が行う看護援助に対して無条件に拒否することができます。また拒否したことを理由に看護及び診療上の不利益を担いを受けることは決してありません。
5. 学生は、臨地実習を通して知り得た個人的情報について、これを第三者に漏らすことのないようプライバシーを保護することを約束します。

日付：平成 年 月 日

説明者：

実習施設：
役職・氏名（自署）： _____

札幌医科大学保健医療学部看護学科
役職・氏名（自署）： _____

様式2

臨地実習同意書

私は、札幌医科大学保健医療学部看護学科 年生学生 _____ が、 _____ 病棟における臨地実習において、私の受け持ちとなり、看護援助を行うことについて別紙のとおり説明を受け、納得しましたので同意します。

日付：平成 年 月 日

患者氏名： _____

代理同意人または

連署人氏名： _____ (捺印)

本書は、1週間以内で大学教員、看護部長あるいは看護関係者に提出して下さいませうお願い致します。

備考

資料3. 臨地実習説明書と臨地実習同意書

